

ドクトルセメントの死するや其絶筆なる教育論の遺稿を病床に得て之れを時事新報の紙上より譯載せり（去月廿五日の紙上に文明と人間體力の關係と題したもの）但しその稿たるドクトルの死を距る月餘の起草に係り縦よ筆を其緒論に絶ちたるは遺憾よ堪へざる所ありしも偶々近着の倫敦發見十九世紀雜誌を見るゝ教育の犠牲と題する一篇あり其論旨たる専ら英國公共の教育制度殊に現行試験法の不完全を極め學生心身の發達を妨ぐる害を痛論したるものにて英國の教育上より關すと雖も之を方今我教育の現状に對照して頗る切なるのみならず心身云々の論點に至てはドクトル平素の持論と符合して恰もその遺稿の全篇を見るが如し蓋し本論は一篇の意見書として之に署名したる者は英國の大學生教授、學校教師、國會議員、貴族僧侶等四百名より何れも知名の士なれども紙上餘白を以て一々あれを記する能はず唯篇尾に附記したるムーレル、フリーマン及びハリソン三學士の意見を併せ譯して以て大方の覽に供す獨り悲しみ可きは雜誌の到着僅に十數日の後にしてドクトルの生前より知己の言を聞かしめざりし事のみ

體と精神とに及ぼす所の以上の危害の重なる原因など云はざるを得ず若しもふの懸賞の法をして長く教育市場に存在せしめあれば世間の兒童少年は只管その賞を博するより専一にして高尚獨立の氣象を失ひ父兄及び教師たる者も亦ろの子弟に許すに競争の弊害を以てこそ世上少數の有識者は如何よ之を數説するも滔々たる其流弊は勢救不可らざる至らんのみ然り而して以上叙述したる危害は獨り身體上に止まらずして智識并に道德上の危害も亦ふれに伴ふものと知る可し即ち其一、教育上懸賞の設あるときは同等なる各學校の兒童は同一なる課程より競争し其教授方も亦隨て懸賞を博せんとする方より傾くが故に國中一般の教育法は總て同調の姿を呈するに至る可し學問上の不幸はより大なるはなし如何となれば凡そ教育學の如き一大科學の發達進歩は各種の思想論說、錯出して互に經驗競争相止まさる其中より在るものなればあり而して事の事一とは進歩を妨碍し隨て朽敗を招き物の不同とは生活成長及び無限の變通と同意味あるは今更ら説明するの要ある可し

其二、試験より重きを置くなど甚だしきに過ぐれば善ある教授法は爲めよ殘滅せらる可し即ち教師は自動的判断を失ひ自から信する所に力を致すと能はずして口管來期の試験より其生徒の及第を欲すると同時に一方於ては生徒も亦全く試験及第の爲めに其課程を修むるみどりあり満腔の希望は試験の報酬は何物ありやと云ふ一事に過ぎずして自由より智識を愛するより生する所の利益は全く之を受くると能はざるに至るべし尚ほ少壯健康の精神を有する人在りて廣く心を開て各種の智識を容れ絶えず新事物の研究に從事するみどりは士人後來進歩の刺衝となり益々その進取の氣象を獎勵するものにして此生々進歩の活手段は試験の爲めよ強ひて刻苦するの死法とは到底兩立すべからざる者なり其三、教育上より懸賞の仕組あるときは世人は之が爲めに諸種の教育の眞實ある價値を容易より測量するみどりはざる至るべし而して金錢上の沙汰の爲めよ教育上及び教授上の重要な問題を等閑より付し去るが如きは最も願はしからぬ所なり

(以下次號)

將 檄	准	將	校	實役停年	實役停年中
少 將				三年以上	一年半以上
海上勤務トハ艦船ニ乗組ミ服務スルヲ云フ但機關大監軍醫大監主計大監大技監少技士少軍醫少藥劑官少主計六年以上三年以上	主計大監六年以上三年以上	主計少監三年以上二年以上	主計大監六年以上三年以上	主計大監六年以上三年以上	主計大監六年以上三年以上
第三條 中將ノ大將ニ進ムハ歴戰者或ハ遠征ニ從事シタル者ニ就キ特旨ヲ以テ親任フルヲ例トス故ニ最下ノ期限ヲ定ムルコトナシ○第四條 大尉及同等官ノ奏任五等ヨリ四等ニ進ムハ實役停年最下期限ノ半數ヲ過キタル者ニ就キ進等セシム大佐及同等官ノ奏任ニ等ヨリ一等ニ進ムモ亦同シ」奏任四等大尉及同等官並ニ奏任一等大佐及同等官現役者ノ數へ各官現員ノ半數ヲ過クルコトヲ得ス○第五條 初メテ大尉又ハ同等官ノ奏任ニ等ヨリ奏任四等ニ敍セラレタル者實役停年海上勤務ノ各半數ヲ過キタルトキハ少佐又ハ同等官ニ進級セシムルコトヲ得初メテ大佐又ハ同等官ニ任シ奏任一等ニ敍セラレタル者ノ少將及同等官ニ進級スルモ亦同シ○第六條 大尉及同等官大佐及同等官ハ實役停年海上勤務最下期限ヲ超エタル者ト雖モ大尉及同等官ハ奏任四等ニ大佐及同等官ハ奏任一等ニ進ミタル後ニ非レハ進級セシムルコトヲ得ス○第七條 戰時ニ在テ各官ノ實役停年海上勤務最下期限ヲ其半ニ減スルコトヲ得○第八條 前諸條ノ進級進等ハ總テ拔擢ヲ以テス但停職中ノ者ハ進級進等セシムルコトヲ得ス○第九條 左ノ場合ニ在外海上勤務最下期限ヲ其半ニ減スルコトヲ得○第十條 第二第三第四及第六ニ因リ休職ニ入ル者ハ一箇年限リ算入スルコトヲ得○第十二條 敵ノ捕虜コトヲ得ス○第十三條 戰時ニ在テ各官ノ實役停年ニ算入スルコトヲ得○第十四條 海軍高等武官決定候補名簿ヲ出セサルニ至リ海上勤務ヲ命セラレ海上勤務最下期限ヲ終ラサル者モ亦同シ○第十五條 海軍大臣ハ上長官士官進級順序ヲ定ムル爲メ各所管長官ニシテ候補名簿中ヨリ進級セシムヘキ者ヲ撰拔シ停年順序ヲ以テ限ヲ超ヘタルトキハ進級セシムルコトアルヘレ但陸上勤務ヲ要セサルニシテ殊勤ヲ奏シ首將之ヲ全軍ニ布告セシム○第十條 海上勤務ノ者ニシテ公務ニ原因セサル傷病疾病其他公務ニ非サル事故ニ依リ陸上ニ在ルノ日數ハ海上勤務ニ算入セス○第十一條 休職停職收禁及刑罰中ノ日數ハ實役停年ニ算入セス但陸海軍將校分限令第四條第二項ノ第二第三第四及第六ニ因リ休職ニ入ル者ハ一箇年限リ算入スルコトヲ得○第十二條 敵ノ捕虜コトヲ得ス○第十三條 戰時ニ在テ各官ノ實役停年ニ算入スルコトヲ得○第十四條 海軍高等武官決定候補名簿ヲ出セサルニシテ殊勤ヲ奏シ首將之ヲ全軍ニ布告セシムルコトヲ得○第十五條 海軍大臣ハ上長官士官進級順序ヲ定ムル爲メ各所管長官ニシテ候補名簿中ヨリ進級セシムヘキ者ヲ撰拔シ停年順序ヲ以テ其列序ヲ定ム○第十六條 准士官ハ士官ニシテ候補名簿ヲ出セサルニシテ其讀書ノ記載番號ヲ通知セシムニシテ現役ヲ退キタルトキハ其際像備又ハ後備ノ位置ニ堪ヘ且學術技術拔群ノ者ハ隨時査考ノ上士官ニ進級及其同等官ノ進級ハ上載ニ出ルト雖モ先ツ内旨ヲ海軍大臣ニ下シ然ル後除任スルヲ例トス○第十九條 與軍ノ日ニ方リ戰地ニ臨ムノ首將ニハ進級補除ノ權ヲ假スコトアルヘシト雖セ其權限ハ上旨ニ出ルヲ以テ之ヲ本條例ニ掲ケス	主計大監六年以上三年以上	主計少監三年以上二年以上	主計大監六年以上三年以上	主計大監六年以上三年以上	主計大監六年以上三年以上

○慶應義塾
會計之事
一錢ノ資本
キ（明治六
年）
雇入ノ資ト
ヲ社中ノ課
キハ唯斯道
ニシテ營テ
金ナド名ケ
アレ比固ヨ
情ニ從ヒ社
テ明治元年
ヨリ芝新錢
極テ低クシ
ヨリ見レバ
一時自己ノ
何トモス可
ニ於テ人ニ
ノハ衣食ヲ
ヨリ扶持米
ノリ扶助米
講筵ニ出頭
惱マシテ人
時勢ヘ斯ル
ナリ。勞シ
ヲ破テ學生
トハ師弟二
員ニシテ數
塾中今日ノ
倅ノ名義甚
金額ヲ規則
テ生徒入社
タリ當時世
キニ似タレ
一ハ以テ執
ノ高チ定ム
スルニ當時
バ物價下直
每月五十錢
授業金半兩
ナ人ニ教ル
シテ此際ニ誰
ア紙持スル
テ又怪シム
ニ從テ授業
二十五錢マ
ト爲リ今日
右ノ如ク入
定メタルモ
會計ハ尙基
リ都鄙ニ官
ハ無限ノ資
シヲ私塾ニ
棟ノ寄宿寮
此際ニ誰